

条例改正の概要

【文化観光スポーツ部空手振興課】

【条例名】

沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例

【条例改正の理由】

沖縄空手会館の利用料金基準額の適正化を図る等の必要がある。

【条例改正の概要】

- 1 光熱水費や物価高騰の影響に対応するため、利用料金改正の必要がある。
- 2 現行の料金は、条例第 16 条第 2 項に定める基準額の範囲の上限額となっており、条例別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定める基準額の改正が必要である。
- 3 施行日：令和 7 年 10 月 1 日

【説明】

基準額を現行の 150%に引き上げる。以下、基準額改正の例。

なお、現行の利用料金をただちに引き上げるものではなく、改正基準額に 100 分の 70 を乗じて得た額から 100 分の 130 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて別途定めることとなる。

別表第 1 (第16条関係)
1 施設利用料金
[1] 道場施設

	基準額			
	9時~13時	13時~17時	9時~17時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	<u>11,370円</u>	<u>11,370円</u>	<u>22,740円</u>	<u>3,120円</u>
一般・学生	<u>13,860円</u>	<u>13,860円</u>	<u>27,750円</u>	<u>3,810円</u>
高齢者	<u>11,370円</u>	<u>11,370円</u>	<u>22,740円</u>	<u>3,120円</u>

別表第 1 (第16条関係)
1 施設利用料金
[1] 道場施設

	基準額			
	9時~13時	13時~17時	9時~17時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	<u>7,580円</u>	<u>7,580円</u>	<u>15,160円</u>	<u>2,080円</u>
一般・学生	<u>9,240円</u>	<u>9,240円</u>	<u>18,500円</u>	<u>2,540円</u>
高齢者	<u>7,580円</u>	<u>7,580円</u>	<u>15,160円</u>	<u>2,080円</u>

別表第 2 (第16条関係)

区分	基準額 (1日につき)
業として写真を撮影する場合	<u>640円</u>
業として映画を撮影する場合	<u>14,880円</u>

別表第 2 (第16条関係)

区分	基準額 (1日につき)
業として写真を撮影する場合	<u>430円</u>
業として映画を撮影する場合	<u>9,920円</u>

別表第 3 (第22条関係)

区分	基準額 (1人につき)	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	<u>150円</u>	<u>120円</u>
高校生及び大学生	<u>310円</u>	<u>250円</u>
一般	<u>460円</u>	<u>370円</u>

別表第 3 (第22条関係)

区分	基準額 (1人につき)	
	個人の場合	団体の場合
小学生及び中学生	<u>100円</u>	<u>80円</u>
高校生及び大学生	<u>210円</u>	<u>170円</u>
一般	<u>310円</u>	<u>250円</u>